

遠野市融資制度の改正について

【発表の要旨】

市内中小企業の経営安定化と設備投資を支援するため、市で実施している融資制度の拡充を図ります。

【発表の内容】

1 改正のポイント

- 経営安定資金の創設
中小企業の資金繰りや債務の一本化など現状ニーズに対応するため、遠野市中小企業振興資金のメニューに「経営安定資金」を創設します。
- 融資限度額・貸付期間等の見直し
新たに事業を行う方を支援するため、開業資金の限度額を 750 万円から 1,250 万円に引き上げます。
その他、既存の資金全般について融資期間の見直しを行います。
- 設備資金の強化
中小企業の生産活動回復を見据えた前向きなニーズに対応するため、岩手県商工観光振興資金「設備資金」利用者に利子補給を行います。

2 改正後の制度概要

	名称	資金の種類	融資限度額	融資期間	利子補給率
改 正	遠野市中小 企業振興資金	運転資金	小口 1,250 万円	7 年	2.5%以内
		設備資金	中口 2,500 万円	10 年	
		【新規】経営安定資金	2,500 万円	10 年	
		開業資金	1,250 万円	運 7 年・設 10 年	
新 規	遠野市商工 観光振興資金	岩手県商工観光振興資金「設備資金」利用者に対し利子補給 (融資限度額 1 億円のうち上限 5 千万円)		15 年	1.6%以内
継 続	遠野市小規模 小口資金	岩手県小規模小口資金の利用者に対し 利子補給 (融資限度額 1,250 万円)		運 5 年・設 7 年	1.7%以内

取扱金融機関：岩手銀行・東北銀行・北日本銀行・盛岡信用金庫・花巻信用金庫の遠野市内にある支店

3 施行日

平成 22 年 4 月 1 日

担当	産業振興部産業振興課 (山口) 電話 0198-62-2111 (内線 121)
----	---